

広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月21日

広島県公安委員会

委員長 小 西 秀 宣

広島県公安委員会規則第6号

広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例施行規則（平成18年広島県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（心身の故障により風俗案内の業務を適正に実施することができない者）

第1条の2 条例第4条第6号の公安委員会規則で定める者は、精神機能の障害により風俗案内の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

第5条第1項第4号イ中「第6号」を「第7号」に改め、同号ウを次のように改める。

ウ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書

第5条第1項第5号エ中「第5号」を「第6号」に改める。

附 則

この公安委員会規則は、令和元年12月14日から施行する。